

新市建設計画の変更新旧対照表

ページ・行	項 目	変 更 案	現 行
表紙	作成年月	平成 <u>26</u> 年 3 月	平成 <u>20</u> 年 3 月
2 頁 9 行	はじめに 4 計画の期間	計画の期間は、 <u>平成 17 年度から 32 年度までの 16 年間</u> とします。	計画の期間は、法律上定められていませんが、関係自治体の総合計画の計画期間が 10 年間であることや合併後の新市が一体となるまでに要する期間を考え、 <u>10 年間</u> とします。
3 8 頁 1 0 行	Ⅲ 新市建設の根幹となるべき施策 4 環境保全の推進	《主要施策》 ◎森林資源の保全及び山間地域への植林の取り組み ◎廃棄物の減量化及びリサイクルの推進 <u>◎一般廃棄物処理施設の適正管理</u> ◎市民・事業者・行政が一体となった自然環境保全活動の推進 ◎公共工事における生態系や自然景観への配慮の徹底 ◎学校等における環境教育の推進 ◎水環境の保全	《主要施策》 ◎森林資源の保全及び山間地域への植林の取り組み ◎廃棄物の減量化及びリサイクルの推進 ◎市民・事業者・行政が一体となった自然環境保全活動の推進 ◎公共工事における生態系や自然景観への配慮の徹底 ◎学校等における環境教育の推進 ◎水環境の保全
3 8 頁 2 0 行	Ⅲ 新市建設の根幹となるべき施策 4 環境保全の推進	《主要事業》(例示) ○環境基本計画策定事業 ○海岸環境整備事業 ○新エネルギー・自然エネルギー導入促進事業 ○河川環境整備事業 ○廃棄物減量化リサイクル推進事業 <u>○一般廃棄物処理施設整備事業</u> ○森林保全事業 ○公共下水道、農漁業集落排水事業、浄化槽整備事業 ○河川改修事業(県事業) ○海岸整備・保全事業(県事業) ○急傾斜崩壊防止事業(県事業)	《主要事業》(例示) ○環境基本計画策定事業 ○海岸環境整備事業 ○新エネルギー・自然エネルギー導入促進事業 ○河川環境整備事業 ○廃棄物減量化リサイクル推進事業 ○森林保全事業 ○公共下水道、農漁業集落排水事業、浄化槽整備事業 ○河川改修事業(県事業) ○海岸整備・保全事業(県事業) ○急傾斜崩壊防止事業(県事業)

40頁 6行	Ⅲ 新市建設の根幹となるべき施策 5 地域産業の振興 (2) 水産業	《主要事業》(例示) <u>○水産業活性化支援事業</u> ○水産基盤整備事業 ○漁港海岸環境整備事業 ○回遊性資源増大事業 ○漁業後継者育成事業 ○漁港交流センター整備事業 ○種苗放流事業 ○養殖漁場保全事業 ○水産基盤整備事業(県事業)	《主要事業》(例示) ○水産基盤整備事業 ○漁港海岸環境整備事業 ○回遊性資源増大事業 ○漁業後継者育成事業 ○漁港交流センター整備事業 ○種苗放流事業 ○養殖漁場保全事業 ○水産基盤整備事業(県事業)
43頁 16行	Ⅲ 新市建設の根幹となるべき施策 7 教育環境の整備 (1) 義務教育	《主要施策》 ◎心の教育の推進 ◎個性を活かす教育、郷土教育の推進 ◎国際化に対応した教育環境の整備 ◎学校、家庭、地域が一体となった教育体制の構築 ◎学校規模の適正化と適正配置 ◎自然体験・環境教育の推進 <u>◎地域の将来を担う人材の育成</u>	《主要施策》 ◎心の教育の推進 ◎個性を活かす教育、郷土教育の推進 ◎国際化に対応した教育環境の整備 ◎学校、家庭、地域が一体となった教育体制の構築 ◎学校規模の適正化と適正配置 ◎自然体験・環境教育の推進
43頁 20行	Ⅲ 新市建設の根幹となるべき施策 7 教育環境の整備 (1) 義務教育	《主要事業》(例示) ○小中学校施設整備事業 ○世代・地域間交流事業 ○外国人語学指導者導入事業 <u>○給食センター整備事業</u> <u>○小中学校ICT教育設備整備事業</u>	《主要事業》(例示) ○小中学校施設整備事業 ○世代・地域間交流事業 ○外国人語学指導者導入事業

45頁 28行	Ⅲ 新市建設の根幹となるべき施策 9 保健福祉の充実	《主要事業》(例示) ○高齢者保健福祉計画策定事業 ○児童育成計画策定事業 ○救急医療対策事業 <u>○地域医療センターエリア整備事業</u> <u>○旧唐津赤十字病院跡地整備事業</u> ○老人保健事業 ○母子保健事業 ○デイサービス事業 ○高齢者福祉施設誘致推進事業 ○健康管理システム整備事業 ○就学前児童医療費助成事業 ○地域保健活動事業	《主要事業》(例示) ○高齢者保健福祉計画策定事業 ○児童育成計画策定事業 ○救急医療対策事業 ○老人保健事業 ○母子保健事業 ○デイサービス事業 ○高齢者福祉施設誘致推進事業 ○健康管理システム整備事業 ○就学前児童医療費助成事業 ○地域保健活動事業
49頁 13行目	Ⅲ 新市建設の根幹となるべき施策 12 消防・防災体制の整備	《主要施策》 ◎消防防災施設・装備の充実・強化 ◎地域住民に対する広報活動の充実 ◎防災情報ネットワークの整備 <u>◎防災拠点施設・避難所の整備</u>	《主要施策》 ◎消防防災施設・装備の充実・強化 ◎地域住民に対する広報活動の充実 ◎防災情報ネットワークの整備
49頁 17行	Ⅲ 新市建設の根幹となるべき施策 12 消防・防災体制の整備	《主要事業》(例示) ○総合防災計画策定事業 ○原子力防災体制の確立 ○防災行政無線整備事業 <u>○防災資材備蓄センター整備事業</u> <u>○避難所整備事業</u>	《主要事業》(例示) ○総合防災計画策定事業 ○原子力防災体制の確立 ○防災行政無線整備事業
55頁 7行	Ⅳ 公的施設の適正配置と整備 1 既存施設の利活用	(2) 支所として活用する庁舎は、他の機能も併せ持つ利活用を考え、 <u>必要に応じ複合施設として建設を検討します。</u>	(2) 支所として活用する庁舎は、他の機能も併せ持つ利活用を考えます。

56頁 ～60頁	V 財政計画	1 財政計画作成にあたっての基本的考え方 (1) 総括的考え方 ① 財政計画の意味 略 ② 計画作成の手法 ア 計画の手法 (ア) 歳入・歳出の推計 <u>平成 17 年度から平成 25 年度までは決算及び決算見込額とし、平成 26 年度から平成 32 年度までの歳入・歳出の推計は、歳入・歳出のそれぞれの項目について、基準年度の数値を基に、推計可能な項目については、それぞれ伸び率による推計値を算出して作成しました。</u> (イ) 推計における基準値 原則として<u>平成 25 年度歳入歳出決算見込額</u>を基準として歳入歳出を推計しました。 (ウ) 歳入計画 歳入計画については、繰入金等の不確定要素に係る歳入及び国、県支出金等の投資的経費に係る歳入を除き、推計可能な歳入項目について算出し、国、県の財政支援措置分を加味しました。 (エ) 歳出計画 歳出計画については、行政サービスを維持することを基本に義務的経費に係る項目について推計し、国、県の財政支援措置分を加味しました。	1 財政計画作成にあたっての基本的考え方 (1) 総括的考え方 ① 財政計画の意味 略 ② 計画作成の手法 ア 計画の手法 (ア) 歳入・歳出の推計 歳入・歳出の推計は、歳入・歳出のそれぞれの項目について、基準年度の数値（原則として平成 16 年度予算額）を基に、それぞれ伸び率による推計値を算出して、その数値を積上げる手法はとらず、財政計画の作成にあたっては、財源不足を生じることがないように、はじめに、歳入計画を作成し、次に、それに見合う歳出計画を作成しました。 (イ) 推計における基準値 原則として<u>平成 16 年度歳入歳出予算額</u>を基準として歳入歳出を推計しました。 (ウ) 歳入計画 歳入計画については、繰入金等の不確定要素に係る歳入及び国、県支出金等の投資的経費に係る歳入を除き、推計可能な歳入項目について算出し、国、県の財政支援措置分を加味しました。 (エ) 歳出計画 歳出計画については、行政サービスを維持することを基本に義務的経費に係る項目について推計し、国、県の財政支援措置分を加味しました。 <u>(オ) 投資的経費充当可能財源(注)</u> <u>歳出額を歳入額から差引き、一般施策等に充てられる投資的経費充当可能財源を求めました。</u>
---------------------	---------------	--	--

		③ 歳入・歳出の考え方についての整理 歳入・歳出についての考え方の指針を次のとおり整理しました。 ア 歳入についての考え方 (ア) <u>合併特例債について</u>	(注) 投資的経費充当可能財源 <u>歳入の経常一般財源から歳出の経常経費充当一般財源を差引いたものであり、国、県の補助金や地方債等と合わせて普通建設事業などの投資的経費に充てることができる財源です。</u> (カ) 投資的経費の算出 <u>投資的経費充当可能財源から新市としての事業量に見合う実施可能な普通建設事業などの投資的経費を算出し、歳入・歳出総額を見込んで、財政計画としました。</u> イ その理由 <u>新市における普通建設事業などの投資的経費のすべてを正確に把握することは困難であるため、投資的経費に充当可能な財源を試算して、この財源に基づき、新市のまちづくりを進めていくうえでの施策を計画的に実施していくという観点からこの手法をとったものです。</u> ウ 新市における歳入・歳出予算と本計画の関連 <u>新市の予算を作る段階では、本計画の中で見込んでいない繰入金などの不確定要素の部分についても必要に応じて見込むこととなるので、歳入・歳出の予算規模としては、本計画よりも大きくなることもあります。</u> ③ 歳入・歳出の考え方についての整理 歳入・歳出についての考え方の指針を次のとおり整理しました。 ア 歳入についての考え方 (ア) <u>国・県の特例制度の利活用について</u> <u>国・県の特例制度を十分に利活用し、合わせて後年度の負担が増えないように十分考慮した計画としました。</u>
--	--	--	--

		- 合併特例債のうち『まちづくり建設事業』については、<u>100%</u>の利活用を見込むとともに、利活用できる事業（対象事業）を精査し、既存の国制度を振り替えるとともに、新市建設計画に定められた事業に適用する計画としました。 - 合併特例債のうち『基金造成』については、100%の利活用を見込んでいます。 - 市町村間の公債費負担格差是正のための措置（特別交付税）については、全額を見込んでいます。 （イ）交付税について 交付税制度については、段階補正制度の適正化が実施されており、これにより自治体の収入に大きな影響が生じています。この制度改革は『流れ』であり、地方交付税の減少は避けられないものの、不確定要素も多いことから、圏域の人口推計を<u>参考にして</u>見込んでいます。 （ウ）競艇事業特別会計からの繰入金について 競艇事業特別会計からの繰入金については、<u>平成25年度から地方公営企業法を適用し経営改善に取り組んでいるため一定額を見込んでい</u>	- 合併特例債のうち『まちづくり建設事業』については、<u>後年度の公債費支出を考慮し、80%程度の利活用を見込むとともに、利活用できる事業（対象事業）を精査し、既存の国制度を振り替えるとともに、新市建設計画に定められた事業に適用する計画としました。</u> - 合併特例債のうち『基金造成』については、100%の利活用を見込んでいます。 <u>合併直後の臨時的経費に対する財政措置（普通交付税）については、全額を見込んでいます。</u> - 市町村間の公債費負担格差是正のための措置（特別交付税）については、全額を見込んでいます。 <u>合併市町村補助金（国補助金）については、全額を見込んでいます。</u> <u>合併市町村交付金（県交付金）については、全額を見込んでいます。</u> <u>《合併市町村に対する国・県特例事業の整理（財政支援措置）》</u> <u>別表参照（P65）</u> （イ）交付税について 交付税制度については、段階補正制度の適正化が実施されており、これにより自治体の収入に大きな影響が生じています。この制度改革は『流れ』であり、地方交付税の減少は避けられないものの、不確定要素も多いことから、圏域の人口推計を<u>踏まえて</u>見込んでいます。<u>したがって、将来の実際の地方交付税については、財政シミュレーションで見込んだ額より少なくなることが考えられます。</u> （ウ）競艇事業特別会計からの繰入金について 競艇事業特別会計からの繰入金については、<u>収益事業であり今後の予測が困難であることから見込んでいません。</u>
--	--	---	--

		<u>ます。</u> イ 歳出についての考え方 略 (2) 歳入・歳出各項目の考え方 (1) の総括的考え方に基づき、歳入・歳出の主な項目について、以下のような考え方に整理しました。 ① 歳入 ア 地方税 <u>消費税の増税に伴う経済対策の地方への波及効果は大きく見込めず、</u>今日の社会経済状況から見て、近い将来における好転は難しいと見込まれます。現行の税制度を基本に、合併後の市の規模に対応した適用税率の変更及び人口変化の要因以外は、基本的には現在の歳入状況で見込んでいます。 ただし、償却資産（大規模償却資産を含む。）に係る固定資産税については、償却率等を<u>考慮</u>して基準年度よりも減額して見込んでいます。 イ 地方交付税 普通交付税の特例措置である合併算定替、合併特例債借入に伴う普通交付税措置、<u>市町村間の公債費負担格差是正等のための特別交付税による財政措置などを見込んでいます。</u> 交付税制度における段階補正の適正化が実施されており、将来の削減は避けられないものの、不確定要素も多いことから、圏域の人口推計を踏まえて見込んでいます。 ウ 国、県支出金 新市建設計画事業分<u>を現行制度のもとで各課からのヒアリングに基づき、歳出の見通しに合わせて見込んでおります。</u>	イ 歳出についての考え方 略 (2) 歳入・歳出各項目の考え方 (1) の総括的考え方に基づき、歳入・歳出の主な項目について、以下のような考え方に整理しました。 ① 歳入 ア 地方税 今日の社会経済状況から見て、近い将来における好転は難しいと見込まれます。現行の税制度を基本に、合併後の市の規模に対応した適用税率の変更及び人口変化の要因以外は、基本的には現在の歳入状況で見込んでいます。 ただし、償却資産（大規模償却資産を含む。）に係る固定資産税については、償却率等を<u>勘案</u>して基準年度よりも減額して見込んでいます。 イ 地方交付税 普通交付税の特例措置である合併算定替、合併特例債借入に伴う普通交付税措置、<u>合併直後の臨時的経費に対する普通交付税による財政措置、市町村間の公債費負担格差是正等のための特別交付税による財政措置などを見込んでいます。</u> 交付税制度における段階補正の適正化が実施されており、将来の削減は避けられないものの、不確定要素も多いことから、圏域の人口推計を踏まえて見込んでいます。 ウ 国、県支出金 新市建設計画事業分<u>及び合併に係る国の合併市町村補助金、県の合併市町村交付金といった財政支援を見込んでいます。</u>
--	--	--	--

		エ 地方債 略 オ 繰入金 特に競艇事業特別会計からの繰入金については、 <u>平成25年度から地方公営企業法を適用し経営改善に取り組んでおり、平成26年度からの利益剰余金の処分計画を基に見込んでいます。</u> また、基金繰入金については、<u>普通交付税の特例措置である合併算定替の減額分をある程度補うため一定額を見込んでいます。</u> ② 歳出 略	エ 地方債 略 オ 繰入金 特に競艇事業特別会計からの繰入金については、 <u>収益事業であり今後の予測が困難であることから見込んでいません。</u> また、基金繰入金については<u>見込まないこととして</u>います。 ② 歳出 略
6 1 頁	V 財政計画 2 財政計画表	別紙1のとおり	別紙1のとおり
6 2 頁	V 財政計画 3 財政計画作成の事前 準備作業としてのシ ミュレーション	削除 <u>(計画作成方法を改めたため)</u>	別紙2のとおり
6 3 頁	V 財政計画 4 合併しない場合と合 併した場合の投資的経 費充当可能財源で見た 試算比較	削除 <u>(計画作成方法を改めたため)</u>	別紙3のとおり
6 4 頁	V 財政計画 財政シミュレーションと 財政計画との関連	削除 <u>(計画作成方法を改めたため)</u>	別紙4のとおり

6 5 頁	V 財政計画 合併市町村に対する国・ 県特例事業の整理（財政 支援措置）	別紙 5 のとおり	別紙 6 のとおり
裏表紙	発行日	平成 <u>26</u> 年 3 月	平成 <u>20</u> 年 3 月

(別紙 2)	変更案では削除
62 頁	3 財政計画作成の事前準備作業としてのシミュレーション 財政計画の作成にあたり、その事前準備作業として 20 年間のシミュレーションを行うことにより、投資的経費充当可能財源の推計を行いました。 (1) シミュレーションのもつ意味 シミュレーションを行った意義はつぎのとおりです。 ① 唐津市と七山村が合併した場合としない場合、投資的経費充当可能財源、いわゆる新規事業に投入可能な財源がどう推移するかということについて、一定の条件をつけてコンピューターによる推計をしました。（平成 16 年度のデータを基準年度の数値として使用） ② このシミュレーション結果は、自治体の将来の財政計画、施策運営がどういう傾向をもつかということをあらわします。この傾向を 10 年間の財政計画の中で、整合するかどうかをみるための一判断として行うものであり、指標としての意味を持ちます。 (2) シミュレーションから読みとれること ① 合併しなかった場合の唐津市と七山村の投資的経費充当可能財源の合計は、合併した場合の投資的経費充当可能財源の合計よりも少なくなりました。 ② さらに、合併しない場合、七山村において、投資的経費充当可能財源がマイナスに転じる場所もみられました。 ③ これは、各市町村における事業実施の総枠の差、事業量の差としてとらえることが出来ます。 ④ なお、②で述べた投資的経費充当可能財源のマイナスについては、合併することにより生ずる投資的経費充当可能財源の増加分を、新市としての一体的発展を図るような事業に活用することにより、解消できると考えられます。 ⑤ いずれにしても、財政計画（案）において収支バランスのとれた計画とすることで、健全な新市としての財政運営を図らなければならないものです。

4 合併しない場合と合併した場合の投資的経費充当可能財源で見た試算比較

(シミュレーション結果と10年間の事業量調査をもとにした試算)

(1) 合併しない場合

合併しない場合の消費的経費（人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等であり投資的経費に対する概念）についての唐津市及び七山村の10年間のシミュレーション結果では、投資的経費充当可能額は、2,000百万円となります。一方、10年間の事業量調査の結果では、必要一般財源は21,269百万円となりました。

この結果、19,269百万円（A）の財源が不足することになり、唐津市及び七山村が見込んでいる10年間の事業の全ては実施できないこととなります。

(2) 合併した場合

合併した場合の消費的経費についての10年間のシミュレーション結果では、投資的経費充当可能額は、34,230百万円となります。

一方、10年間の事業量調査の結果では、必要一般財源は21,269百万円ですので、この結果、12,961百万円（B）の財源の余裕があることになり、各市村が見込んでいる事業の全ては実施できることとなります

(3) 合併の効果

合併効果＝(B)－(A)＝12,961百万円－△19,269百万円＝32,230百万円

※ 投資的経費充当可能財源ベースでの試算による数値です。

《合併しない場合》

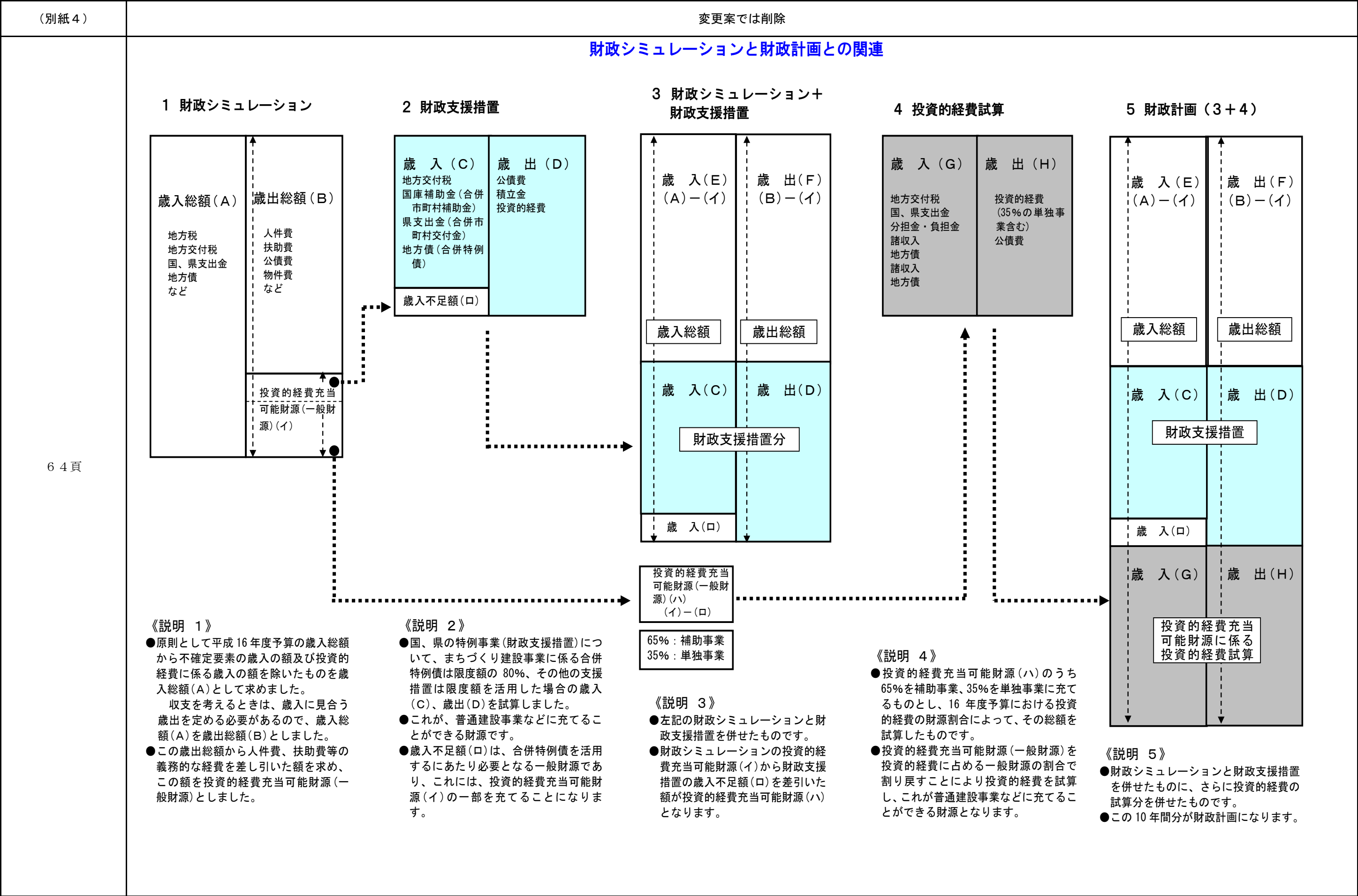
《合併した場合》

(単位：百万円)

63頁

区 分	歳 出	歳 入	差 引
シミュレーション (消費的経費)	452,672	454,672	投資的経費充当可能額 2,000
一〇年間の事業量 (投資的経費)	104,083	(国庫) 23,024 (県費) 10,507 (起債) 46,956 (その他) 2,327 (計) 82,814	必要一般財源 △21,269
計	556,755	537,486	(A) △19,269

区 分	歳 出	歳 入	差 引
シミュレーション (消費的経費)	428,045	462,275	投資的経費充当可能額 34,230
一〇年間の事業量 (投資的経費)	104,083	(国庫) 23,024 (県費) 10,507 (起債) 46,956 (その他) 2,327 (計) 82,814	必要一般財源 △21,269
計	532,128	545,089	(B) 12,961



(別紙5)	変更案				
65頁	合併市町村に対する国・県特例事業の整理(財政支援措置)				
	項 目	財 源	概 要 ・ 目 的	適 用 を 想 定 す る 事 業 (例 示)	
	① まちづくり建設事業	合併特例債	概算限度額	① 合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業 ② 合併後の市町村に均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業 ③ 合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共施設の統合整備事業(類似の目的を有する公共施設を統合する事業) ※ 合併特例債の活用期限は16年以内で、単年度での活用も可能である	①-1 新庁舎の建設 ①-2 旧市町村庁舎の改築 ①-3 市道(旧市町村道)、橋梁の整備 ①-4 スポーツ広場、運動公園の整備 ①-5 合併を記念した公園等の整備 ②-1 上下水道の整備 ②-2 公営住宅の整備 ②-3 介護福祉施設の整備 ②-4 社会教育施設の整備 ②-5 学校施設の整備 ③ 類似公共施設の統合整備
		第2次合併後15年間に実施する建設事業+第1次合併後実施した建設事業	569.2億円		
		起債充当率 95%	(540.7億円)		
		交付税算入率 70%	(378.5億円)		
	② 基金造成	合併特例債	概算限度額	◆ 旧市町村単位での地域振興や住民の合併後の一体感醸成に向けた基金の新設 ① 新市の一体感の醸成に資するもの ② 旧市町村単位の地域の振興 ※ 合併特例債の活用期限は10年以内で、単年度での活用も可能である	①-1 各種イベントの開催 ・ 合併記念イベント ・ 観光イベント ・ 商イベント など ①-2 新しい文化創造に関する事業 ②-1 コミュニティー活動の推進 ・ 活力あるまちづくり ・ 地域資源を活かしたまちづくり など ②-2 旧市町村における地域行事の展開 ②-3 伝統文化の伝承に関する事業 ・ 唐津くんちをはじめとする旧市町村における伝統文化の伝承(伝承芸能保存整備) ②-4 自治会活動、民間団体への助成 ②-5 商店街活性化対策事業
		合併後10年間に限り、合併特例債を財源として積立可	40.0億円		
		起債充当率 95%	(38.0億円)		
		交付税算入率 70%	(26.6億円)		
	③ 合併直後の臨時的経費に対する財政措置〔合併補正〕 (平成20年度終了)	普通交付税	概算限度額	① 行政の一体化に関する経費 ② 行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費	①-1 各種基本構想・計画の策定、改定 ・ 新市総合基本計画 ・ 新市土地利用計画 ・ 新市環境基本計画 ・ 新市総合防災計画 ・ 新市高齢者・福祉計画 ・ 新市生涯学習基本構想 など ①-2 本庁、支所のネットワーク整備 ①-3 図書館、体育施設、文化施設、市民会館等の予約管理ネットワーク整備 ①-4 財務会計システムの統一化 ①-5 窓口事務ネットワーク整備 ①-6 健康管理システム整備 ①-7 地域高度情報化システム整備 ② 行政水準・住民負担水準の格差是正対策
		5年間の均等交付 年4.24億円×5ヵ年	21.2億円		
	④ 市町村間の公債費負担格差是正等のための措置 〔特別交付税措置〕 (平成20年度終了)	特別交付税	概算限度額	① 新しいまちづくり ② 公共料金格差是正 ③ 公債費負担格差是正 ④ 土地開発公社の経営健全化	①-1 医療・福祉ネットワークシステム ①-2 戸籍情報管理システム ①-3 地区公民館の整備 ①-4 個性ある学校づくり(中高一貫教育制度への対応) ② 各種公共料金の格差是正対策 ④ 土地開発公社健全化経営支援
		合併年度、又はその翌年度から3年間 1年目 50% 4.65億円 2年目 30% 2.79億円 3年目 20% 1.86億円	9.3億円		
	⑤ 合併市町村補助金 (平成20年度終了)	国庫補助金	概算限度額	① 合併市町村において統一的に業務を遂行するうえで必要となり、かつ合併市町村の行政運営の合理化または効率化に資する事業 ② 住民への行政サービスの水準の確保、強化に資する事業(本庁・支所・図書館・文化ホール・体育施設等) ③ 合併市町村の区域内における人的・物的交流の促進を図るために必要な事業 ④ 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な事業 ⑤ その他総務大臣が必要と認める事業	①-1 行政評価システム導入 ①-2 税務等の電算システムの変更 ①-3 新市例規集の改定及びデータベース化事業 ②-1 財産管理のデータベース化事業 ②-2 防災行政無線設備の整備 ③-1 世代・地域間交流事業 ③-2 生活コミュニティバス、廃止路線のバス運行事業 ③-3 離島航路の効率化・利便性向上対策 ④ 合併記念式典
		合併後、3年間に限る均等定額補助 年2.9億円×3ヵ年	8.7億円		
	⑥ 合併市町村交付金 (平成20年度終了)	県交付金	概算限度額	① 合併に伴い必要となる臨時的な財政需要の軽減支援措置	※ 合併直後の臨時的経費に対する財政措置〔合併補正〕に準じる
		合併関係市町村数により算定 合併後、5年間に限る均等定額補助 年2億円×5ヵ年	10億円		

(別紙 6)

現 行

6 5 頁

合併市町村に対する国・県特例事業の整理(財政支援措置)

項 目	財 源		概 要 ・ 目 的	適 用 を 想 定 す る 事 業 (例 示)
① まちづくり建設事業	合併特例債	概算限度額	① 合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業 ② 合併後の市町村に均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業 ③ 合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共施設の統合整備事業(類似の目的を有する公共施設を統合する事業) ※ 合併特例債の活用期限は 10 年以内で、単年度での活用も可能である	①-1 新庁舎の建設 ①-2 旧市町村庁舎の改築 ①-3 市道(旧市町村道)、橋梁の整備 ①-4 スポーツ広場、運動公園の整備 ①-5 合併を記念した公園等の整備 ②-1 上下水道の整備 ②-2 公営住宅の整備 ②-3 介護福祉施設の整備 ②-4 社会教育施設の整備 ②-5 学校施設の整備 ③ 類似公共施設の統合整備
	合併後 10 年間に実施する建設事業	546. 7 億円		
	年 54.67 億円×10 力年			
	起債充当率 95%	(519. 3 億円)		
	交付税算入率 70%	(363. 5 億円)		
② 基 金 造 成	合併特例債	概算限度額	◆ 旧市町村単位での地域振興や住民の合併後の一体感醸成に向けた基金の新設 ① 新市の一体感の醸成に資するもの ② 旧市町村単位の地域の振興 ※ 合併特例債の活用期限は 10 年以内で、単年度での活用も可能である	①-1 各種イベントの開催 ・ 合併記念イベント ・ 観光イベント ・ 商イベント など ①-2 新しい文化創造に関する事業 ②-1 コミュニティー活動の推進 ・ 活力あるまちづくり ・ 地域資源を活かしたまちづくり など ②-2 旧市町村にける地域行事の展開 ②-3 伝統文化の伝承に関する事業 ・ 唐津くんちをはじめとする旧市町村における伝統文化の伝承(伝承芸能保存整備) ②-4 自治会活動、民間団体への助成 ②-5 商店街活性化対策事業
	合併後 10 年間に限り、合併特例債を財源として積立可	40. 0 億円		
	年 4 億円×10 力年			
	起債充当率 95%	(38. 0 億円)		
	交付税算入率 70%	(26. 6 億円)		
③ 合併直後の臨時的経費に対する財政措置〔合併補正〕	普通交付税	概算限度額	① 行政の一体化に関する経費 ② 行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費	①-1 各種基本構想・計画の策定、改定 ・ 新市総合基本計画 ・ 新市土地利用計画 ・ 新市環境基本計画 ・ 新市総合防災計画 ・ 新市高齢者・福祉計画 ・ 新市生涯学習基本構想 など ①-2 本庁、支所のネットワーク整備 ①-3 図書館、体育施設、文化施設、市民会館等の予約管理ネットワーク整備 ①-4 財務会計システムの統一化 ①-5 窓口事務ネットワーク整備 ①-6 健康管理システム整備 ①-7 地域高度情報化システム整備 ② 行政水準・住民負担水準の格差是正対策
	5 年間の均等交付	21. 2 億円		
④ 市町村間の公債費負担格差是正等のための措置〔特別交付税措置〕	特別交付税	概算限度額	① 新しいまちづくり ② 公共料金格差是正 ③ 公債費負担格差是正 ④ 土地開発公社の経営健全化	①-1 医療・福祉ネットワークシステム ①-2 戸籍情報管理システム ①-3 地区公民館の整備 ①-4 個性ある学校づくり(中高一貫教育制度への対応) ② 各種公共料金の格差是正対策 ④ 土地開発公社健全化経営支援
	合併年度、又はその翌年度から3年間			
⑤ 合併市町村補助金	国庫補助金	概算限度額	① 合併市町村において統一的に業務を遂行するうえで必要となり、かつ合併市町村の行政運営の合理化または効率化に資する事業 ② 住民への行政サービスの水準の確保、強化に資する事業(本庁・支所・図書館・文化ホール・体育施設等) ③ 合併市町村の区域内における人的・物的交流の促進を図るために必要な事業 ④ 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な事業 ⑤ その他総務大臣が必要と認める事業	①-1 行政評価システム導入 ①-2 税務等の電算システムの変更 ①-3 新市例規集の改定及びデータベース化事業 ②-1 財産管理のデータベース化事業 ②-2 防災行政無線設備の整備 ③-1 世代・地域間交流事業 ③-2 生活コミュニティバス、廃止路線のバス運行事業 ③-3 離島航路の効率化・利便性向上対策 ④ 合併記念式典
	合併後、3 年間に限る均等定額補助	8. 7 億円		
⑥ 合併市町村交付金	県交付金	概算限度額	① 合併に伴い必要となる臨時的な財政需要の軽減支援措置	※ 合併直後の臨時的経費に対する財政措置〔合併補正〕に準じる
	合併関係市町村数により算定	10 億円		
	合併後、5 年間に限る均等定額補助			
	年 2 億円×5 力年			